

記 者 提 供 資 料
2024年（令和6年）5月14日
福祉局生活支援室障害福祉課（担当：藤井） TEL：918-1344（内線 2109）

「医療的ケアが必要な子どもと家族の支援ハンドブック」を作成しました

医療的技術の進歩から、医療的ケアを受けながら自宅で暮らす子どもが増えており、支援制度の充実が重要な課題となっています。医療的ケアが必要な子どもとご家族が地域で安心して生活していただけるよう、必要な支援制度や相談窓口をまとめたハンドブックを作成しました。

1. 構成

- ・ 冊子形式で携帯性に優れたサイズ（A5）、全 26 ページ

2. 主な内容

- (1) 年齢別に明石市の支援制度を確認できる「ライフステージ表」
- (2) 明石市内の相談窓口がひと目でわかる「支援機関マップ」
※来庁時に参考となるバリアフリー情報や電源装置充電の可否の情報等をまとめました。
- (3) 医療的ケアが必要な子どもとご家族が、意見などを市へ直接届けることができる「ご意見投稿フォーム」

など



3. 配付方法

- ・ 障害福祉課をはじめ、各支援関係機関を通じて医療的ケア児及びそのご家族へ配付するとともに、支援関係機関の窓口へも設置します。
- ・ 市ホームページへも掲載します。

4. 配付開始時期

- ・ 5月15日から配付を始めるとともに、市ホームページからもダウンロードすることができます。

医療的ケアが必要な

こどもと家族の 支援ハンドブック



明石市

医療的ケアが必要な子どもとご家族のみなさまへ

私たちは、医療的ケアが必要な子どもとご家族が
“地域で暮らしていくことに希望が持てる”
やさしいまち明石を目指します。

明石市では、「子どもを核としたまちづくり」「誰にもやさしいまちづくり」を推進しており、明石で暮らす子どもとご家族が、医療的ケアが必要であっても住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるよう、医療的ケア児支援の充実に取り組んでいるところです。

この度、「退院した後の生活はどうなっていくのか」、「利用できる支援サービスや制度がよく分からないが、どこに相談したらよいのか」などの声に応えるため、本市でご利用いただける支援制度や相談窓口などの情報をこの冊子にまとめました。

巻末には、医療的ケアが必要な子どもとご家族の様々なご意見を直接市にとどけることができるご意見投稿フォームを設けております。より良い支援施策を整備していくため、みなさまのお声をぜひお聞かせください。

この支援ハンドブックが一人でも多くのみなさまのお役に立つことができれば幸いです。

明石市福祉局生活支援室障害福祉課
2024年(令和6年)3月



医療的ケアが必要な子どもと家族の 支援ハンドブック もくじ

- はじめに P.1
- もくじ P.2
- ライフステージ表 P.3

教育・保育 P.5



医療的ケアが必要な子どもの教育・保育施設の利用について
市立学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置
市立明石養護学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置



医療費助成 P.7



子ども医療費助成
小児慢性特定疾病医療費助成
未熟児養育医療給付
自立支援医療（育成医療）
自立支援医療（精神通院医療）

その他助成 P.9



子育てスタート応援券
0歳児見守り訪問・おむつ定期便
障害者優待乗車券
特別児童扶養手当
障害児福祉手当
補装具費（購入・修理）の支給
日常生活用具給付
日常生活用具（小児慢性）給付
日常生活用具（難病患者等）給付
人工呼吸器非常用電源装置購入費助成
住宅改造費の助成

福祉 P.13



産前・子育て応援ヘルパー
乳幼児健康診査
保健師や栄養士・心理士による相談
身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳
小児慢性特定疾病児童手帳（健康手帳）
ヘルプカード・ヘルプマークの交付
兵庫ゆずりあい駐車場利用証
明石市立ゆりかご園（児童発達支援センター）
障害児通所支援事業
障害児（者）通園費
障害福祉サービス
地域生活支援事業
障害児入所施設・指定医療機関への入所利用相談
小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談

- 支援機関マップ P.19
- 索引 P.21
- 兵庫県医療的ケア児支援センター P.23
- ご意見投稿フォーム P.24

ライフステージ表 (年齢別支援制度)

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳 18歳



教育
保育

教育・保育施設の利用について
市立学校における看護師配置
市立明石養護学校における看護師配置

施設により受け入れ可能年齢が異なります



医療費

こども医療費助成
小児慢性特定疾病医療費助成
未熟児養育医療給付
自立支援医療

0歳～1歳の誕生日の前々日までの 乳児



助成制度

子育てスタート応援券
0歳児見守り訪問・おむつ定期便
障害者優待乗車券
特別児童扶養手当
障害児福祉手当
補装具費（購入・修理）の支給
日常生活用具給付
人工呼吸器非常用電源装置購入費助成
住宅改造費の助成

生後6か月の誕生日前日までのこどもが いる家庭

生後3か月から1歳の誕生日までのこどもがいる家庭

用具ごとに対象年齢を定めています



福祉

産前・子育て応援ヘルパー
乳幼児健康診査
保健師や栄養士・心理士による相談
障害者手帳・健康手帳
ヘルプカード・ヘルプマークの交付
兵庫ゆずりあい駐車場利用証
明石市立ゆりかご園
障害児通所支援事業・通園費・障害福祉サービス
地域生活支援事業
障害児入所施設・入所利用相談
小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談

産前ヘルパー：母子健康手帳交付～出産日 子育て応援ヘルパー：産後～就学まで

4か月児 1歳6か月児
10か月児 3歳6か月児

事業ごとに対象年齢を定めています

教育・保育について



医療的ケアが必要なこどもの教育・保育施設の利用について

内 容	一部の教育・保育施設において、医師の指示のもと、看護師等が医療的ケアを実施します。施設での医療的ケアが必要な場合は、通常の入園申込のほかに、主治医の指示書など別途書類のご提出が必要です。必要書類や受入可能施設については、こども育成室運営担当へお問い合わせください。		
担当課	こども育成室運営担当		
T E L	078-918-5149	予約の要否	事前予約が必要
F A X	078-918-5650	来庁の必要性	郵便対応可能

市立学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置

内 容	市立学校に在籍する医療的ケア児について、明石市医療的ケア連絡協議会での審議を踏まえ、必要に応じて看護師を配置し医療的ケアを実施します。また、医療機関等と連携し、学校における医療的ケア支援体制整備を行います。		
担当課	学校教育課		
T E L	078-918-5055	予約の要否	事前予約が必要
F A X	078-918-5111	来庁の必要性	要相談

市立明石養護学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置

内 容	市立明石養護学校に在籍する医療的ケア児について、看護師を配置し教職員と連携をしながら医療的ケアを実施します。教職員は教職員によるたんの吸引等の研修事業（特定の者対象：省令別表第三号研修）を受け、指導看護師の指導のもとに医療的ケアを実施しています。		
担当課	学校教育課		
T E L	078-918-5055	予約の要否	事前予約が必要
F A X	078-918-5111	来庁の必要性	要相談



医療について



こども医療費助成

内 容	こどもが病気やけがにより医療機関等を受診した場合に保護者の方が支払う医療費を助成する制度です。		
担当課	児童福祉課		
T E L	078-918-5027	予約の要否	不要
F A X	078-918-5196	来庁の必要性	郵便・オンラインでの手続き可能



小児慢性特定疾病医療費助成

内 容	小児期における特定の慢性疾患は、長期間にわたり医療費が高額となることから、ご家族の負担軽減のため、医療費の一部または全部を助成する制度です。		
担当課	健康推進課		
T E L	078-918-5657	予約の要否	不要 (更新申請時のみ予約が必要)
F A X	078-918-5440	来庁の必要性	新規申請はオンラインでの手続き可能 更新申請は郵便対応可能



未熟児養育医療給付

内 容	身体の発育が未熟なまま出生した乳児（いわゆる未熟児）で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して養育医療の給付を行います。ただし、給付は入院医療に限られます。		
担当課	児童福祉課		
T E L	078-918-5027	予約の要否	不要
F A X	078-918-5196	来庁の必要性	郵便対応可能 (必ず事前にご相談ください)



自立支援医療（育成医療）

内 容	18歳未満の身体に障害のある児童で、指定育成医療機関における入院、手術、外来通院により、確実な治療効果が期待できる方を対象とする医療費助成制度です。保護者の所得制限があり、対象になる方の自己負担は1割ですが、疾病や保護者の所得の状況に応じて月額上限が設けられます。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



自立支援医療（精神通院医療）

内 容	精神疾患の治療のため、通院される人の医療費の負担を軽減し、継続して治療を受けやすくするための制度です。健康保険を使って治療した場合に、医療機関や薬局の窓口を支払う自己負担は1割ですが、所得の状況に応じて月額上限が設けられます。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



助成について



子育てスタート応援券

内 容	生後6か月の誕生日前日までのお子様のいるご家庭に、2時間分のホームヘルパー無料利用券をお届けします。日常的な家事、育児のお手伝いなどにご利用いただけます。		
担当課	子育て支援課		
T E L	078-918-5597	予約の要否	相談は不要。利用は事業所に直接連絡が必要
F A X	078-918-6191	来庁の必要性	無



0歳児見守り訪問 おむつ定期便

内 容	0歳児の赤ちゃんがいるご家庭を対象に、見守り支援員（配達員）が保護者にお会いし、紙おむつなどの赤ちゃん用品を毎月無料でお届けします。		
担当課	子育て支援課		
T E L	078-918-5597	予約の要否	不要
F A X	078-918-6191	来庁の必要性	郵便・オンライン申請可能



障害者優待乗車券

内 容	明石市在住で障害者手帳をお持ちの方に、介護付バス共通優待乗車証・福祉タクシー利用券・単独バス共通特別乗車証のうちいずれか1つを交付します。障害種別・程度により選択できない場合があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



特別児童扶養手当

内 容	20歳未満で、身体又は精神に重度・中度障害のある（軽度障害は除く）児童を家庭において育てている父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。		
担当課	児童福祉課		
T E L	078-918-5027	予約の要否	不要
F A X	078-918-5196	来庁の必要性	事前相談・書類案内は電話対応可能。申請は来庁が必要



障害児福祉手当

内 容	精神又は身体に重度の障害を有するため、在宅での日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方が受給できる手当です。受給資格者（重度障害児）や受給資格者の生計を維持する扶養義務者等の所得制限があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



補装具費（購入・修理）の支給

内 容	補装具とは、障害部位を補い、就労・教育等の日常生活を容易にするための器具のことです。身体障害者手帳をお持ちの方や難病等の方を対象に、義肢・装具、補聴器、人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）等の購入・修理費用を助成します。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能。ただし、兵庫県身体障害者更生相談所の判定が必要となる場合があります。



助成について



日常生活用具給付

内 容	障害者手帳を所持している方を対象に、日常生活を円滑にするための生活用具を給付します。障害の程度や内容によって、給付対象となる用具を定めています。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



日常生活用具（小児慢性）給付

内 容	小児慢性特定疾病受給者証を所持する児童を対象に、日常生活を円滑にするための生活用具を給付します。疾病等の状況によって、給付要件に該当しない場合があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



日常生活用具（難病患者等）給付

内 容	難病等に罹患している方を対象に、日常生活を円滑にするための生活用具を給付します。難病等の状況によって、給付要件に該当しない場合があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



人工呼吸器非常用電源装置購入費助成

内 容	在宅で人工呼吸器を使用している方を対象に、非常用電源装置の購入費を上限10万円まで助成します。所得の要件により、対象とならない場合があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



住宅改造費の助成

内 容	日常生活に支障がある方に対して、住居のバリアフリー化工事の費用を助成します。助成は原則1戸につき1回限りです。同居者の収入などにより、助成率が決まります。申請後職員が訪問調査し、助成の可否の決定などを行います。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



福祉について



産前・子育て応援ヘルパー

内 容	産前で体調不調のため、家事等が困難な妊婦のいるご家庭や、就学前までのこともがあり、家事や育児に負担があるが、周りからの支援を受けることができないご家庭に、ホームヘルパーを派遣して、日常的な家事や育児のお手伝いをします。		
担当課	子育て支援課		
T E L	078-918-5597	予約の要否	不要
F A X	078-918-6191	来庁の必要性	郵便対応可能



乳幼児健康診査

内 容	身体計測、小児科医等による診察、保健相談、栄養相談、心理相談を実施しています。4か月児健康診査と10か月児健康診査は市内小児科医療機関、1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査はこども健康センターで実施します。		
担当課	こども健康センター		
T E L	078-918-5656	予約の要否	事前予約が必要
F A X	078-918-6384	来庁の必要性	無



保健師や栄養士・心理士による相談

内 容	発育や発達、育児、栄養に関する相談を電話や家庭訪問、面談で受けられます。		
担当課	こども健康センター		
T E L	078-918-5656	予約の要否	面談、家庭訪問については予約が必要。電話相談は随時受付
F A X	078-918-6384	来庁の必要性	無



身体障害者手帳

内 容	身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳です。障害の程度により、1級から6級までの区分があり、その等級によって利用できる制度が異なる場合があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	申請については郵便対応可能。 手帳受取時は来庁必要 ※福祉サービスのご案内・手続きが必要なため



療育手帳

内 容	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のある人に、明石こどもセンター又は兵庫県立知的障害者更生相談所が判定し交付しています。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	申請については郵便対応可能。 手帳受取時は来庁必要 ※福祉サービスのご案内・手続きが必要なため



精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方に交付されます。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	申請については郵便対応可能。 手帳受取時は来庁必要 ※福祉サービスのご案内・手続きが必要なため



福祉について



小児慢性特定疾病児童手帳（健康手帳）

内 容	小児慢性特定疾病児童等に対して一貫した治療や指導を行うとともに、関係者が症状を正しく理解し、適切に対応できることを目的としています。また、病状が急変した場合、直ちに医療機関等に連絡したり、かかりつけでない医師の診療に役立ちます。		
担当課	相談支援課		
T E L	078-918-5669	予約の要否	不要
F A X	078-918-5440	来庁の必要性	郵便対応可能

ヘルプカード・ヘルプマークの交付

内 容	障害などを理由に、支援を必要としている方が、名刺サイズのカードを提示したり、シリコン製のタグをかばんに装着するなど外出先で身につけて、相手や周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプカード・ヘルプマークを交付します。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能

兵庫ゆずりあい駐車場利用証

内 容	障害者手帳等をお持ちの方に、公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場における「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画を利用するための利用証を交付します。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能

明石市立ゆりかご園（児童発達支援センター）

内 容	児童福祉法に基づく児童発達支援センターです。身体に障害や発達に遅れがある就学前のこどもたちが通園する施設です。リハビリテーション（個別療法）や生活指導、保育などを行っています。学齢期以降も利用者から療育の希望があり、医師が必要と判断した場合は、リハビリテーションのみを外来診療により実施しています。		
担当課	社会福祉法人 三田谷治療教育院 市担当部署：障害福祉課		
T E L	078-918-5574	予約の要否	園見学や相談など事前予約が必要
F A X	078-918-5579	来庁の必要性	要相談 (原則、来所していただきます。)



障害児通所支援事業

内 容	療育の必要性のある児童が、身近な地域で療育を受けられるよう支援します。身体、知的、精神に障害のある児童または難病を有する児童が対象となります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	申請は郵便対応可能。面談で来庁が困難な場合は訪問対応可能



障害児（者）通園費

内 容	障害福祉サービス事業所等に通所している障害児（者）の方に、公共交通機関での通所に要する交通費（月額定期券代と通常運賃を比べて低い額）を半年毎に助成（後払い）します。 ※通所している障害福祉サービス事業所等によって、対象とならない場合があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



福祉について



障害福祉サービス

内 容	居宅介護（ホームヘルプ）等・短期入所（ショートステイ）といった、障害のある方が住み慣れた社会の中で自立して生活できるように支援します。各サービス事業者と利用契約を締結して、サービスを利用することができます。			
担当課	障害福祉課			
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要	
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	申請は郵便対応可能。面談で来庁が困難な場合は訪問対応可能	

地域生活支援事業

内 容	<p>移動支援事業…障害事由により屋外での移動が一人では困難な方が、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動など社会参加のための外出時の支援を行います。（車による移送サービスは対象外です。また、通所、通学、通院、習い事等通年かつ長期にわたる外出は対象外です）</p> <p>日帰りショートステイ事業…障害児等の日中活動の場の提供や介護者の負担軽減を目的として、ショートステイ施設にて日中サービスを提供します。</p> <p>タイムケア事業…特別支援学校・特別支援学級等に通学している方を対象に、施設等において放課後、日中活動の場を提供します。</p> <p>訪問入浴サービス事業…身体の障害のため自宅での入浴が困難な人に対して、移動入浴車を利用して入浴の介助を行います。</p> <p>重度障害者入院時コミュニケーション支援事業…発語困難等により意思疎通が困難な障害者等が病院などに入院した場合において、その方と、医療従事者との意思疎通の円滑化を図るため、コミュニケーション支援員を派遣します。</p>			
担当課	障害福祉課			
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要	
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	申請は郵便対応可能。面談で来庁が困難な場合は訪問対応可能	

障害児入所施設・指定医療機関への入所利用相談

内 容	障害児施設、指定医療機関の入所利用は原則として保護者と施設との契約になります。保護者の方から施設を利用するための「障害児施設給付費」の申請を受けてから支給決定を行い、受給者証の交付を行います。また、保護者の方が施設を探すがかりとして施設一覧等の情報提供を行っています。		
担当課	こども支援課		
T E L	078-918-5097	予約の要否	事前予約が必要
F A X	078-918-5128	来庁の必要性	必須 （保護者との面接にて、施設利用の必要性等聞き取りの上、申請書の記入をお願いしております。）

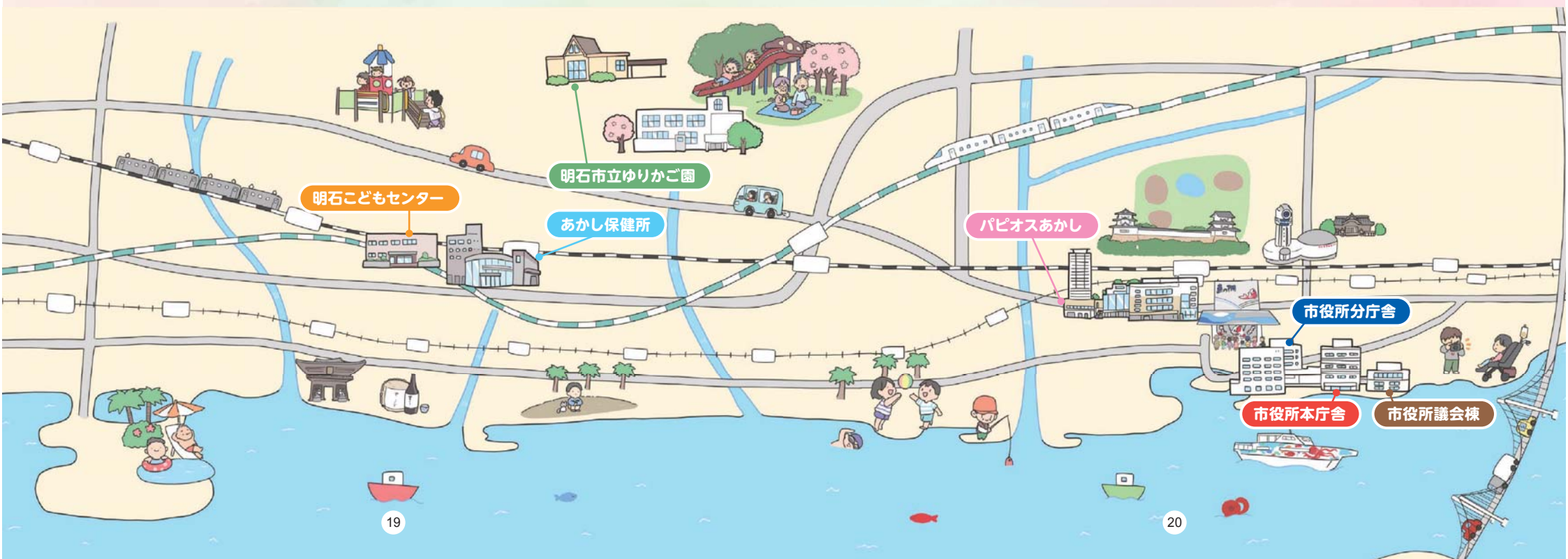
小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談

内 容	小児慢性特定疾病児とその家族に対し、療養上の悩みや不安、医療や生活面についての相談を随時お受けしています（電話や面接、訪問等）。内容に応じて保健師の他、歯科衛生士、管理栄養士が対応します。		
担当課	相談支援課		
T E L	078-918-5669	予約の要否	できれば事前予約
F A X	078-918-5440	来庁の必要性	電話対応可能







支援機関マップ

	明石子どもセンター	あかし保健所		明石市立ゆりかご園	パピオス	あかし	市役所分庁舎	市役所本庁舎	市役所議会棟	
担当課名	子ども支援課	健康推進課	相談支援課	社会福祉法人 三田谷治療教育院 (指定管理者)、市担当部署：障害福祉課	子育て支援課	子ども健康センター	学校教育課	障害福祉課	こども育成室 運営担当	児童福祉課
相談先所在地	〒674-0068 大久保町ゆりのき通 1-4-7	〒674-0068 大久保町ゆりのき通 1-4-7 あかし保健所 3階	〒674-0068 大久保町ゆりのき通 1-4-7 あかし保健所 3階	〒674-0051 大久保町大窪 2752	〒673-0891 大明石町1-6-1 パピオスあかし5階	〒673-0891 大明石町1-6-1 パピオスあかし6階	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 分庁舎4階	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 議会棟1階	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 議会棟1階
窓口開設時間	8:55～17:40 休業日 土・日・祝 祭日・年末年始 (12 月29日～1月3日)	8:55～17:40 休業日 土・日・祝 祭日・年末年始 (12 月29日～1月3日)	8:55～17:40 休業日 土・日・祝 祭日・年末年始 (12 月29日～1月3日)	9:00～17:00 休所日 土・日・祝 祭日・年末年始 (12 月29日～1月3日)	8:45～17:30 休所日 毎月最終水曜・ 年末年始 (最終水曜が 祝・年末年始の場合は、 その前週水曜)	9:00～17:15 休業日 日・祝日	8:55～17:40 休業日 土・日・祝祭日・ 年末年始 (12月29日～ 1月3日)	8:55～17:40 休業日 土・日・祝祭日・ 年末年始 (12月29日～ 1月3日)	8:55～17:40 休業日 土・日・祝祭日・ 年末年始 (12月29日～ 1月3日)	8:55～17:40 休業日 土・日・祝祭日・ 年末年始 (12月29日～ 1月3日)
T E L	078-918-5097	078-918-5657	078-918-5669	078-918-5574	078-918-5597	078-918-5656	078-918-5055	078-918-1344	078-918-5149	078-918-5027
F A X	078-918-5128	078-918-5440	078-918-5440	078-918-5579	078-918-6191	078-918-6384	078-918-5111	078-918-5244	078-918-5650	078-918-5196
バリアフ リー ト イ レ	有	有	有	有	有	有	無	有	有	有
エレベータ等 バリアフリー化	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
電源装置 充電の可否	不可	可	可	可	可	可	可	可	可	可



索引

-  バリアフリートイレ有
-  エレベータ等バリアフリー化済
-  電源有
-  パピオスで対応可能

事業名	担当課	所在地	連絡先	施設情報
0歳児見守り訪問 おむつ定期便	子育て支援室 子育て支援課	〒673-0891 大石町1-6-1 パピオスあかし5階	TEL 078-918-5597	  
			FAX 078-918-6191	
明石市立ゆりかご園 (児童発達支援センター)	社会福祉法人 三田谷 治療教育院 市担当 部署: 障害福祉課	〒674-0051 大久保町大窪 2752	TEL 078-918-5574	  
			FAX 078-918-5579	  
医療的ケアが必要な子どもの 教育・保育施設の利用について	こども育成室 運営担当	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 議会棟1階	TEL 078-918-5149	  
			FAX 078-918-5650	  
子育てスタート応援	子育て支援室 子育て支援課	〒673-0891 大石町1-6-1 パピオスあかし5階	TEL 078-918-5597	  
			FAX 078-918-6191	 
こども医療費助成	児童福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 議会棟1階	TEL 078-918-5027	  
			FAX 078-918-5196	 
産前・子育て応援ヘルパー	子育て支援室 子育て支援課	〒673-0891 大石町1-6-1 パピオスあかし5階	TEL 078-918-5597	  
			FAX 078-918-6191	 
住宅改造費の助成	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
障害児(者)通園費	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
障害児通所支援事業	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
障害児入所施設・指定医療 機関への入所利用相談	こども支援課	〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7 明石こどもセンター	TEL 078-918-5097	 
			FAX 078-918-5128	 
障害児福祉手当	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
障害者優待乗車券	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
障害福祉サービス	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
小児慢性特定疾病医療費 助成制度	健康推進課	〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7 あかし保健所3階	TEL 078-918-5657	  
			FAX 078-918-5440	  
小児慢性特定疾病児童手帳 (健康手帳)	相談支援課	〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7 あかし保健所3階	TEL 078-918-5669	  
			FAX 078-918-5440	  
小児慢性特定疾病児童等の 療養に関する相談	相談支援課	〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7 あかし保健所3階	TEL 078-918-5669	  
			FAX 078-918-5440	  
市立明石養護学校における 医療的ケア児の支援のための 看護師配置	学校教育課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 分庁舎4階	TEL 078-918-5055	 
			FAX 078-918-5111	 

事業名	担当課	所在地	連絡先	施設情報
市立学校における医療的ケ ア児の支援のための看護師 配置	学校教育課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 分庁舎4階	TEL 078-918-5055	 
			FAX 078-918-5111	 
自立支援医療(育成医療)	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
自立支援医療 (精神通院医療)	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
人工呼吸器非常用 電源装置購入費助成	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
身体障害者手帳	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
地域生活支援事業	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
特別児童扶養手当	児童福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 議会棟1階	TEL 078-918-5027	  
			FAX 078-918-5196	  
日常生活用具給付	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
日常生活用具 (小児慢性) 給付	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
日常生活用具 (難病患者等) 給付	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
乳幼児健康診査	こども健康センター	〒673-0891 大石町1-6-1 パピオスあかし6階	TEL 078-918-5656	  
			FAX 078-918-6384	  
兵庫ゆずりあい駐車場 利用証	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
ヘルプカード・ヘルプマーク の交付	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
保健師や栄養士・ 心理士による相談	こども健康センター	〒673-0891 大石町1-6-1 パピオスあかし6階	TEL 078-918-5656	  
			FAX 078-918-6384	  
補装具費(購入・修理)の 支給	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  
未熟児養育医療給付	児童福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 議会棟1階	TEL 078-918-5027	  
			FAX 078-918-5196	  
療育手帳	障害福祉課	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	TEL 078-918-1344	  
			FAX 078-918-5244	  



医療的ケアが必要な子どもと家族の支援ハンドブック

発行：令和6年3月

編集・発行元：明石市

イラスト：そやま まい

お問い合わせ先：明石市福祉局生活支援室障害福祉課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL：078-918-1344

FAX：078-918-5244

